

診療所医師の募集について

内閣府大臣官房厚生管理官室では、内閣府診療所医師(常勤)の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府大臣官房厚生管理官付医師

2. 業務内容

内閣府診療所では以下のような業務を行っています。

(1) 健康管理医(精神科を除く)業務

- ・健康診断結果のチェック、就業制限等に関する意見書作成
- ・休職・復職面談
- ・長時間労働者面接指導
- ・その他(新規採用職員等に対する健康講話等)

(2) 診療所医師業務

- ・診療所管理者として診療所の業務を統括し、医療安全・法令遵守を担う
- ・職員の病気、けがの初期治療

3. 募集人数

1名

4. 募集対象

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 日本の医師免許を有すること
- (3) 臨床研修を修了していること
- (4) 病院での3年以上の保険医従事経験があること
- (5) 産業医資格を有していることが望ましい
- (6) 基礎的なPC操作(Word、Excel、PowerPoint 等)が可能なこと

5. 採用予定日

令和8年9月1日

6. 待遇

(1) 身分

国家公務員(常勤)

(2) 給与

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の医療職俸給表(一)に基づき支給されます。(給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。)その他、手当として扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、単身赴任手当等があります。

(3) 休暇

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の規定に基づく年次休暇（年20日）、病気休暇、特別休暇、介護休暇等があります

(4) 福利厚生

国家公務員共済組合に加入

(5) 退職手当

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定に基づき支給。（定年は65歳）

7. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前9時30分～午後6時15分（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）（診療所管理者として土、日、休日を除く週5日勤務。必要に応じ超過勤務あり。）

(2) 診療時間

午前10:00～11:30、午後1:30～4:30

(3) 勤務場所

内閣府診療所

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館2階

<所在地地図>



8. 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可、写真添付）
- ・職務経歴書
- ・医師免許（写）
- ・臨床研修修了登録証

- ・小論文（A4 横書き 800 字程度。テーマ「官庁診療所の特殊性と役割、その中での自身の職務経歴の活かし方について」）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に赤字で「**内閣府診療所医師応募書類在中**」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府大臣官房厚生管理官室総務・宿舎係 宛

(4) 提出締切り

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）必着

※募集期間中でも選考の結果採用者が決定した時点で募集を締め切ります。

9. 選考方法

1 次選考：書類審査

2 次選考：面接

書類審査（1 次選考）の結果、面接（2 次選考）を行うことになった方のみ、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、原則返却いたしませんので御了承ください（責任放棄いたします）。

10. 備考

(1) 次のいずれかに該当する者は今回の募集に応募できません。

ア 日本国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 一般職の国家公務員として懲戒免職を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者。

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。

オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者。（心身耗弱を原因とするもの以外）

カ 国家公務員の定年年齢（医師：65 歳）に達した者

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。（国家公務員法に基づく兼業・兼業制限が適用されます。休職は不可）

(3) 採用内定者には卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書の提出と、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。（受診結果により内定が取り消される場合があります。）

(4) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用するため、あらかじめカードの取得手続きをしていただきます。

11. 問合せ先

内閣府大臣官房厚生管理官室総務・宿舎係 武石、青木
電話 03-3581-2825